

第六十五回国会 逋信委員會議録第十四号

昭和四十六年四月十三日(火曜日)

午後四時五十分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 内海 英男君 加藤常太郎君

理事 古川 丈吉君 理事 本名 武君

理事 水野 清君 理事 古川 喜一君

理事 樋上 新一君 理事 栗山 礼行君

加藤 六月君 木村 武雄君

佐藤 守良君 坪川 信三君

羽田 孜君 長谷川四郎君

林 義郎君 三池 信君

森 喜朗君 森山 欽司君

阿部末喜男君 大出 俊君

武部 文君 中野 明君

土橋 一吉君

出席国務大臣 郵政大臣 井出一太郎君

出席政府委員 郵政大臣官房長 野田誠二郎君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 柏木 輝彦君

郵政大臣官房電 氣通信監理官 牧野 康夫君

委員外の出席者 日本電信電話公 社總裁 米澤 滋君

日本電信電話公 社総務理事 庄司 茂樹君

日本電信電話公 社營業局長 遠藤 正介君

逋信委員會調査 室長 佐々木久雄君

委員の異動 四月十三日 辭任 補欠選任

八百板 正君 大出 俊君

第一類第十一号 逋信委員會議録第十四号

昭和四十六年四月十三日

同日

辭任

大出 俊君

補欠選任

八百板 正君

三月二十六日

日本放送協會昭和四十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書

四月二日

電話加入権売買業者の公認制度創設に関する請願(福田篤泰君紹介)(第三四五一号)

同月九日

郵便物及び電報の配達制度等改善に関する請願(池田清志君紹介)(第四一〇七号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

○金子委員長

これより會議を開きます。

公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを順次許します。大出俊君。

○大出委員 大臣に少し承りたいと思うのです。

だいたい情報化社会というのですけれども、最近情報が多過ぎまして、データ通信その他をめぐりま

していきさかどうも情報過多で公害さみになっておるのです。私も全くのしろろとなんですすけれ

ども、少し調べてみましたが、あまりどうもはつきりしないものですから、いろいろな意見が百家

争鳴の感がありまして、少しその意味で大臣に承つて、大臣というコンピュータにインプット

してみて、ひとつ整理をさせていただきたいと思

うのです。

そこで、基本的な問題を幾つか最初承りたいと思

うのですけれども、今回のこの改正法律案によりますと、データ通信のサービスの種類を二つに分けられました。一つはデータ通信回線の使用契約、二つがデータ通信設備の使用契約、こ

う分けられております。そこで、この回線の使用契約、これは電電公社の一つの制限がついて

るわけですね。ここが聞きたいところなんですけれども、基本的には規制である。つまり、例外自由化、開放化、こういう感じがまだなおするの

ですね。それにしまして、そういう形での、つまり制限つきで民間に貸す、こういうわけですね。

そしてこの通信設備の使用契約は、回線もそれからまた電子計算機もすべて公社が設置して民間に使わせる、こういう仕組みになっております。つまり、その意味では、第二の問題は、データ通信

サービスの提供するということになると思うのです。したがって、公社は基本的にいわゆるコモン

キャリアといわれます意味での線貸し業、これがどの程度、つまり、線貸し業だけではないとい

うことになると思うのですが、線貸し業を中心

にやろうというのか、あるいは電電公社とデータ通信とを並列にして電電公社本来のサービス両方

やるのだという、そういうことにするおつもりなのか、コモンキャリアであつて、つまり線貸し業

であつて、そしてまたデータ通信事業者でもあるということになりまして、二重の人格をこれは持

つことになりまして、そこらところを一体公社にどういうふうにする法律によつてさせようとお

考えなのか、基本的な問題でございまして、承つておきたいと思ひます。

○井出国務大臣 この法律案を作成したすまでに

は昨年来いろいろな経緯がございました。おおよそ

二つの考え方がありまして、一方においてはたいに開放せよ、こういう立場があると同時に、やは

り電電公社の従来の立場というものを守つて、ま

あむしろ主としてこれはもう電電公社にやらした

らどうだ、こういう意見であつたと思ひるのであり

ます。いろいろ苦心をいたしました結果、それを両

方の御要求にこたえなければならぬというような

次第でありまして、それにしても電電公社が日本

においては大きな組織でもありますし、技術ある

いは人材、そういうものを擁しておりますから、

当面やはりパイオニアの役もしてもらわなければ

なるまい、こういうことでございまして、当面

はその両方の御要求を満たすというたてまえのも

とに、公社は公社で先進的な役割りを一方におい

て演じながら、あわせて民間の御要求にもこたえ

てまいらう、こういうふうなところで苦心が払わ

れた、かようにひとつ御了承願ひます。

○大出委員 もう一つ基本的な性格を聞いておき

たいのですが、公社が前に出しておられますもの

の中に、データ通信の八原則というのがあります

ね。御存じですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

八原則と、まあきわめて名前が大きな名前にな

つておりますが、実は、私が逋信局長會議のとき

に、公社の中でもデータ通信につきましましてい

いろ過去において議論をいたしましたし、それから

またまたマスコミその他でもいろいろこのデータ通

信に關しまして各方面で議論がございまして、そ

の議論の中にも、電電公社がデータ通信は全部や

れという議論もありました。またただいま御質問

にも出ましたように、公社は線貸しだけを

やたらどうだ、いろいろな議論が非常に幅広く

ありまして、それがこういう今回提出された形で

まとまつたわけでございますが、それに対してし

て、私が公社の中でこういうことを大体中心に方

針としてやる必要があるのじゃないかということ

を言ったのが八項目でございます。

おもなことを申し上げますと、たとえば独立採

算でやるとか、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らざるべきだ、あるいはデータバンクは公社はや

らないとか、あるいはまた公社としては全国的なネットワークあるいは公共性の特に強いデータ通信をやる、あるいはDIPSの開発を進める、あるいはコンピュータに対していろいろそれを使う人の養成をやるとか、そういういろいろなことを言ったのでありまして、原則といいますが、きわめてことばが大きいのでありますが、当面の方針というふうにお考え願いたいと思います。

○大出委員 中曾根さんじゃございませんけれども、かつて五原則というのがありますね、だんだん変わってしまつて、何が原則かさっぱりわからぬことになった先例も国会にあります、そこら辺が心配なんです。こういう質問をいたしましたのでありますが、総裁いま御答弁いただきましたように、公社がデータバンク——データバンクというのは、私、実は、「データバンク入門」という本しか読んでいないのですけれども、これを読ましても非常に営利的な色彩が濃いわけですね。だから、そういうものはなるべくやらない、当てもこういう話であつたのです。なるべくやらない。ここで承つておきたいのは、つまり、データバンクのような営利的な色彩の濃いものはなるべくやらないという点について、やらないのかどうかという点ですね。これは基本的なものにからみますので……

それからまた、全国的なネットワークを必要とするものあるいは公共的なもの、こういうふうなものも重点的に試行していこう、こういう考え方だと実は御説明が一つの中にあるのでありますけれども、この辺のところを、つまり公社がこれから進めんとするこのデータ通信が始まつておりますが、一般に開放される、こういうことになつた場合に、公社自体は何を一体重点にこれから進んでいこうとするのかという路線がはっきりしない。そういう意味で前もつてちょっと承りたいわけなんですけれども、この辺はいかがでありますか。

○米澤説明員 お答えいたします。
データバンクということば自体に、かなり使う

人によりまして私は幅があると思うのであります。が、私、公社の中で整理しております考え方は、大きくいいますと、コンピュータをオンラインで接続したままデータ通信をやる場合に、二つの分け方がある。一つはいわゆるプロセッシングといひますか、データ処理をするという問題、それからもう一つは情報検索をする、いわゆるリトリバルといひますか、あるデータの集約されたバンクがありまして、それをオンラインによつて検索をするという、その二つの使い方があります。その際におきまして、情報検索の場合に、その検索する中身といひますか、その対象となるものがデータバンクである、こういうふうな理解しております。次第であります。いわゆる銀行業務のバンキングといふことばがございまして、このバンキングといふことばとデータバンクとは全く違うのであります。先ほど申し上げましたように情報検索をするその中身になる要素といふものをデータバンクといふふうに考えておるのであります。そういうデータバンクは公社はやらない、こういうことを言っている次第であります。

それからもう一つは、公社といたしましてこれまで、たとえば地方銀行協会の為替交換業務であるとか、これは今回の予算で地方銀行以外に全銀協の為替交換も入るようになっておりますが、そういう一つの例をあげますと、全国的なネットワークを使つて為替交換をやるというふうな問題、あるいは先般万博が開かれましたが、万博の管理運営等にデータ通信をやつたような、そういう公共的なものと、あるいはまたいろいろ新しく開発的な要素の先導的なデータ通信をやる。一言にいへば、全国的なネットワークであり、あるいはまたそれが公共性が非常に強いもの、あるいは開発的なもの、こういうものに重点を置いてやる、こういうふうな考えでおる次第であります。いま進めておりますものは、大体それに該当しているといふふうに思いますが、データ通信といたしましてこれからいろいろ新しいものが出てくるような状態でありまして、大体基本的にはそんな

なふうな考えていきたい、こんなふうに思っております。

○大出委員 いま基本的な問題二つを承つてみたのですが、これをいまここで一つずつ整理しておきたいのであります。

一つは、前の大臣がお答えになった点なんでありまして、いろいろな意見があつた。公社が開放に反対という意味でものを言ひになった時期もあつたわけでありまして、そこで私ちょっとここで承つておきたいのは、これは少し古いのですが、庄司さんがデータ通信本部長をおやりになつていた時代に、この回線の自由化論争が非常に激しく行なわれた時期があつたわけでありまして、このときに、幾つかこのものを言っている。つまり回線の自由化には賛成がでないという趣旨の主張なんです。庄司さんが言っているのは、これは永久にそうかという、そこまでは言つてない。言つてないのだけれども、ここで言っている主張というのは、いまのオンラインという形を考へても、そう簡単にどこかの民間のある企業がやりたといつてもうまくいかないのじゃないかという。ここで言っているのは、オンラインとそれからオフラインとこう分けて考へた場合に、旧来から一つのバックグラウンドがあつて、長い間そのうしろで苦勞してきた時代があつた、たとえばアメリカの例をとれば、そこで、たとえばこの文献にもありますけれども、リモートパッチといわれる処理方式が一つあつたり、リアルタイムの処理方式があつたり、タイムシェアリングに変わつてきたりという経過の中で、つまり相当苦心をして研究をして、それなりの資本投入もして積み上げてきて、したがつて、公社も三十五年ころからデータ通信を研究を始めてきた。だから民間にいきなりわけてみても、あふなくてだめじゃないか、離れるものじゃないという非常に技術的な面が強調されている、ここに言っているのは。

それともう一つは、いずれその中心はコンピュータですね。コンピュータの国産という

面における立ちおくれというのは五年か十年ある。だから、いまここで何がしかそういうことを手がけようとした場合に、結局どこかの国のようにIBMを使うとかいうことに結果的になつてしまふ。だからそういう意味で、どうもいまここで簡単に自由化、開放という形に賛同できない。基本的な問題なんだ。たくさん言つておられますが、中心点の一つを取り上げるとそういう言い方になつてゐるのです。このことは、このところ一年半かそこらの間に、そんなに十年も立ちおくれが変わるわけじゃない。にもかかわらず、ここで、さて開放するのだという形になるのだとすれば、公社がいままで持つていた原点というものはどうして変つたのだということになる。この非常に大きな危惧を持つておられる。このことは、条件としてはいまでも同じだと思つておられます。そこらところがどうもすっきりしませんので、きょうは一時間くらいといひますお話もあつたので、あまり長い質問をしたくないのでありますけれども、とりあえずそこところは聞かしておいていただきたい、こう思つております。

○庄司説明員 いまのお話であります。二年前、三年前には、いわゆる奥村ミッシェンとかいろいろな問題で、MISブームから何でもコンピュータを使えば、特にオンラインが何かでやれば何でもうまくいっちゃう、非常にそういう議論をされた方が、技術的な点ではなくて、非常に観念的にそういう問題が強かつたのであります。そのころ公社としても、地銀とか何かで初めてやつていたときでございまして、そういう問題は非常に簡単にいくことではないんだ。特にパッチの考え方でオンラインになりますと、これは非常に卑近な言い方でございまして、これは非常に人たたくさんかきまして、ある意味では、一つの標準的なシステムにいたしますと、大体三十億、三年、三十人というものが一つのシステムをつくる標準というふうな話もおるものであります。技術的に

非常に問題だ。そういきなりオンライン、オンラインと言ふのはおかしいんじゃないかという意味で私はそれをしゃべったのであります。

ただ、その後の状態としては、やはりそういう実情もわかる。現在の、回線開放のその後はどうなるかわかりませんが、オンラインのむずかしさというのはいくらもわかってきて、そして今後回線の問題その他を含めて、民間側においてもいままでの観念的な考え方からずいぶん変わりましたし、もう一つ企業グループ間という話になりますと、それぞれが国産機あるいは外国機でやっているシステムでつないでいくというような形でグループ間のオンラインというような考え方も出てまいりますと、それはすでに現在におきましても電電公社の回線を使ってオンラインをやっているシステムが百七十一システムございまして、そのような状態で現実にはビルドアップされておりますので、やはりこのデータ通信が、公社は先ほど総裁が述べたような三つの項目、公共的あるいは全国的あるいは先導的というものを中心とした形で情報検索とか情報案内とか、あるいはそれそれ小さなシステムまで全部というようにはとうてい人的にも金の面でも問題でしようし、またそういうことが決していいことではないと思ひますので、現在においては、その状態のときにはいささかアクセントをつけ過ぎておりましたけれども、現実にはそういうものが認識されてまいりますと、その後の状況によつては、いまのような公衆法の改正法案のほうにいくことが一番望ましいいではないかというふうに考えておるわけでございします。

○大出委員 これは、庄司さんお答えになりましたが、あなた御自分でこれを書きになつてゐるわけでしょう。いまこゝまで来れば、この公衆法の改正が一番いいんだらうと思う。それは組織の中においでになる庄司さんだから、そういうふうにおつしやるを得ないんだらうと思ひますけれども、ただこれはまことに基本的な問題でして、いまそうおつしやるなら、少し私、こゝで庄司

さん自身がおつしやうにしていることについてもう一べん整理して承りたいのです。

こゝでおつしやうにしているのは、庄司さんあなた自身のおつしやうにしているのは、ここに書いてあるのですが、「オンラインとオフライン、つまり、コンピュータを通信回線に接続するか、しないかでは技術上のむずかしさが数段違う。公社の場合には、オンラインについては、いわばプロです。」つまり、プロだから公社がやるんだという主張なんです、これは、「その公社がオンラインはむずかし」と思っているのに、民間が自由化とともに、オンライン、リアルタイム（遠隔即時処理）でやるということでも、結局、外国のコンピュータやシステムに太刀打ちできない」と断定されておるわけですね。「アメリカの情報産業があれだけ栄えていったのは、IBMのバンチカードシステムを入れたのもっと前に、事務の合理化を徹底的にやつてきた。」これこそ問題なんです。将来の問題として方々に影響がありますからね。これを入れるならば、各般の合理化を先にやらなければならぬ。これは問題があります、それはともかくとして、「そして、それが、オフラインのコンピュータに変わり、さらに、オフラインではまずいから、オンラインにしようということになった。パッジ処理の場合でも、一々持つていくのはたいへんだから集めてから入れよう。パッジは防衛庁でやっておりますから、私も調べてよく知っておりますけれども、そのようなPCS、パッジ、リモート・パッジなどの過程を十、十五年やつてから、ほんとうにリアルタイムにしようということになり、それがもう一歩進んで、タイムシェアリングにしようということになったのです。」という経過をお述べになつてゐる。これはそれとおりでしょ。こゝにももの本がありますけれども、おつしやうにしているとおりです。「それが成功したのは、少なくともPCSで発達したバックグラウンドがあったからなのであつて、そういう背景があったから。日本にはそういう基礎が全くない。ないです、確かに。だからこれが前段になつて、こゝで庄司

さんおつしやうにしているのは、こう言つちゃうと、すぐ公社に対して、独占を守るためだとか、やれ法律問題がどうだとか非難されるというふうなこゝで一つ中間にものを言つておられて、そしてこゝから先は核心でございしますけれども、「オンラインの新しい仕事をやるとすると五年はかかりますね。公社では、その期間を短縮してやろうとしてゐるわけですが、そのしわ寄せはソフトウェアに來る。」来ちゃたいへんですが、来る。「もし民間でやつても、IBMやGE、ユニバックスのプログラムをまるまるもらつてまるがかえにしない限りはできないと思う。」もしいま開放して、もしこうなるんだとすると、これはたいへんなことで、プログラムをまるまるもらつて、まるがかえになつてしまふ。これは一國の情報産業をそのまゝまるがかえにされてしまつては、それこそ産業ナシ・ナリズムが起りますよ。こゝまではつきりおつしやうにしている。これは、そう簡単に、いろいろな意見が方々から百家争鳴で出てきたからといって、お変わりになるのはいささかもつて、公社情報迎合のたぐい免れざるところだと私は思ふ。

さらになおあとに言つておられる。「日本のコンピュータ業界が、もう二、三年して経営基盤をよくし、アメリカにそうやられなくなるといふ時期。自由化するならいつだといふ記者の質問にお答えになつてゐるのですね。『日本のコンピュータ業界が、もう二、三年して経営基盤をよくし、アメリカにそうやられなくなるといふ時期。』それは公社だつて二百四十億ばかりおかけになつて、DIPSというものを開発されておりますね。日電だとか富士通だとか三社ばかりやっておりますが、だからコンピュータ産業に対するそれなりの対策をお持ちになつてゐることはよく知られてゐるのではない。通産省だつていろいろいつておられるのですから。だからつまり、いまの現状を改善しようといふことでこれを出しておられるけれども、当面のバックグラウンドは変わつてゐるか、変わつてないか。あなたおつしやるように、日本

のコンピュータ業界がもう二、三年して経営基盤をよくし、アメリカにそうやられなくなつたらどうなるか。それは確かにドイツやフランスとは違ひます。国産コンピュータのシェアは五二%くらいあるはずですよ。ただし大型のものになつたら六二・三%、これは外国です、国産じゃない。そうだとすると、今日この段階でいかなることを想定して開放回線されるかといふことをとくと聞いておくと、庄司さんみずからお述べになつてゐるように、たいへんな危惧をお持ちになつてゐる。この点は、このままでもおやりになつてゐる。これは、私はきわめて無責任だと思ふ。まだあるけれども、あまり長くしゃべり過ぎますから、とりあえずそのところまで承りたいのですが、何か変わったことがありませんか。ないはずですよ。御自分がお書きになつて別なことを言つちやだめですよ。

○庄司説明員 お答えいたします。

先ほどちょっと申し上げましたのですが、そういう神がかりになつてゐる状態ではまずいという意味合ひで、若干アクセントが強かつたことは、はなはだ申しわけないと思ひます。実際には、今度の問題としましては、そういう超大型というのではなくて、中型あるいは大型の、たとえば富士通の二二〇一六〇とか、あるいはNEACの二二〇〇とか二七〇〇とか日立のHITAC八五〇〇というコンピュータは、この二、三年来非常にりっぱになりましたので、それで先ほど申し上げました百七十一のシステムがオンラインでバンキング業務あるいは生産管理あるいは官庁用あるいはその他いろいろに使用されております。そういうような状態で国産化されておりますし、現実におきましては、先ほどの御指摘のように実に早くいかげんになつたといふおしかりでございしますけれども、実際問題としてはいささかバックグラウンドも急速に進歩しておりますので、現実のこの公衆法の改正の法案は現状においては、また将来を見通してはいいんじゃないかというように私は信じます。

○大出委員 私には庄司さん、こう言っちゃ苦しいことはわかり過ぎますので、そんなに庄司さんを責める気はないんですよ。誤解しないでいただきたいのですが、やっぱり事実として、これだけの大きな問題ですから、将来のキーインダストリーになりかねないのですから、いまの情報化産業というのは。だからその出発において、はっきりさすのは国会ですから、しておかなければいかぬと思う。その点、誤解していただきたくないんですが、そこでこういうことを言う人が出てくる。電電公社と郵政省とで——これは米澤総裁だけじゃなく大臣を含んでいるのですから、電電公社と郵政省とで、つまり公社が公衆電気通信というものの中心にデータ通信まで入れて、将来の情報化社会を考えたときの構想をお持ちになって、激しくその一つの壁を守ろうとされた。ところが、さてここで問題になるのは、皆さんがそういうふうにいるいろいろな電電公社なり郵政省に対する批判というものをささえておられる時期に、相手が一般の公衆なら問題なかったというわけです。おれのようにもやらせろ、おれのところも再来年からやりたいという方々が出てきたが、それはつまり相手が悪かったというんです。つまり大型のコンピュータその他を入れておやりになろうという方々は、たいへんな資本の方だった。私は、どうも型にはまった独占資本なんというところは言いたくないんですよ、ここにはそう書いてありますからね。だから、公社の庄司さんの言われる正論が長続きをしなかった。コンピュータ、これはそれに接続される通信回線の利用も含めて、コンピュータの場合は当面のユーザー、つまり消費者ですね、これは大衆ではなくて大企業が主だったからであるというふうに、ここに書くような方々が出てくるわけですね。そうすると、これは基本的に庄司さんがおっしゃっている考え方は変わっていないんだが、バックグラウンドも変わらぬのだけれども、しかし時の政治情勢やむなしというところになった。言っている方は小笠原竜三さん、毎日新聞の編集委員となっておりますが、電

電公社の事情に詳しい方のはずです。そうなるうちにひととつ私は大臣に、問題点があるので、だいたいようぶかと承りたい。庄司さんが指摘をされているような問題についてだいたいようぶですか、大臣の政治判断、ここを承りたい。いかがでございますか。

○井出国務大臣 先ほどの庄司さんとの御問答を承っております。まさに日進月歩といえますが、短時日ではございましてけれども、とうとうとして情報化社会へのスピードが速かったわけでありまして。そこでいろいろいきさつはありましたものの、いまの時点においてこういう判断をし、ここに踏み切ったというゆえんのもの、やはりそういうところへ時期が熟してきた、こう考えるわけでありまして、これが大企業が主として利用をするのだからというように、ことに必ずしも特定して、そのみでこういうことに相なったというのではなく、これは大衆にも当然そういう均等の機会とは与えるわけでありまして、さような意味においてはそういう時代が展開してきた、こういうふうにご承知しておられるわけでありまして。

○大出委員 私は、冒頭にいろいろな意見が錯綜しまして、つまりいろいろな情報が多過ぎてございまして、私の頭も混乱をいたしました。したがって、私が調べた調査諸元を井出郵政大臣なるコンピュータにお入れいただき、インプットしていただいております。お答えをいただきましたわけですが、これも、コンピュータが逆に回りました、非常に短時間の間にというわけで、どうもえらい答えが出てきたという感じになったわけでありまして。ここで出されている法案というものは、この委員会が審議をされて結着をつける性格のものでありますから、問題点を指摘するにとどめますけれども、これはいま大臣自身がその方面にそうごらんのだとは思えない今日の事情の中で、いまお答えになったのは、私は非常に危険な答弁だという気がするので。しかし、答弁はそういうお答えだから、時間の関係もございまして承っております。

そこで、どうも庄司さんばかり引き合いに出して申しわけないのだが、気になるから、私の目に入っただけは処理させていただくことをお許しただきたいのだが、そこでこのあと述べておられるのはごもっともな御意見なんですね。つまり電気通信全般の秩序の問題が一つあるというわけですね。データ通信というものを回線開放まで考えておやりになろうとするならば、よほどそこは考えなければならぬ。全体の秩序、それは私もそう思います。ひとつ間違えたら——これは有線テレビなんかもやがてデータとつながってくる。アメリカもそうだから、そうなると思いますが、そうなる、よくいわれるマスコミなるものと公衆電気通信というものの区別は、私はつかなくなってしまうと思うのです。いまの公社のこの出されているものの考え方においては、基本と。ただ、冒頭に私が基本原則を聞きたい、基本政策を聞きたい、こう申し上げたのは、あとでこの法律に触れて言いますけれども、どっちにウエイトがあるかということがはつきりしていない。と、この中で政令だ、大臣の認可だ、云々だといつて、表に出るものがわからないから私はそういう言い方をしているのですが、ウエイトが私の頭の中にいるような形で置かれているならば、この中に書かれているものはそれなりに読み取れるのですが、法律というものはそういうものですか、運用ですから、実はそれで前置きをしたわけであり

ます。そこで、もちろんこれはプライバシーのほうの問題、法制的な検討が必要だということを述べられたあとで、つまり私の気持ちとしては、公社がやるからには国家的あるいは公共的、日本の社会の進歩につながるものに限ったやり方が必要なんだという趣旨のものを言っておられるわけでありまして。そしてそれは最後に具体的にあげておられる。ここにありますのは都市の再開発、あるいは海洋開発、あるいは宇宙開発、PPBS、公害などにはソフトウェアの膨大な開発が必要である、こういっておられる。これも御指摘のとおり。

だとすると、次の問題に移りますけれども、総裁に八原則を申し上げたらポイントが八つあって、とおっしゃられましたから、原則という点は抜いてもけっこうです。けっこうですが、かつて総裁が八つおあげになったもの、これを見ますとこのところがわからないのです。私もさつきデータバンクというものはどんなものかと思つて、中身の詳しいことまではわかりませんけれども、「データバンク入門」などというしめんどくさいものを読みました。大体のことはわかりました。わかった上で申し上げておられるのですが、おっしゃっておられる内容は、公社はデータバンクのような営利的色彩の濃いサービスはなるべくやらない、こうおっしゃっておられる、この表現からすると、データバンクのような営利的色彩の濃いサービスと、こうおっしゃっておりますね。私もいわゆるバンクをさしてもの言っておられるわけではないのだけれども、つまりあとのほうだけでもいいのですが、営利的色彩の濃いもの、これはやらない、こういうふうにきちっとおきめになるなら、そうしていただきたい。

そうすると何が残るかという、庄司さんのおっしゃっておられるところに帰る。全国的なネットワークを必要とするもの、つまりそういう意味での公共的なもの、それを重点的にやっていくのだ、そっちのほうを指向するのだ、そうなる、とさつきここで庄司さんがお述べになっておられる。つまり私の気持ちとしては、庄司さんの当時のお気持ち、いまそうであつてもなくてもそれは問いません、責任も追及いたしません、正しいと思えますから。公社がやるからには国家的あるいは公共的、日本の社会進歩につながるものをやるべきだと思います。こうお述べになつて、さつき具体的には例をあげれば都市再開発であるとか、あるいは海洋開発であるとか、宇宙開発、PPBS、公害など、これにはたいへん膨大なソフトウェアの開発が必要になる、こうおっしゃっておられる。だからそちらのほうを指向するのだというならば、そのように総裁がお述べになった八つの

ポイントの中で、そつちのほうを向いていきたいのだ、それが大原則であるならば、そういうふうにお述べをいただきたいと思ひますので、それでさつき二つ目の質問を申し上げた。こゝらあたりいかでございませうか、これは總裁から承るの筋だと思ひますが。

○米澤説明員 私に最初に申し上げました八つの方針といひますか、ここに資料がございませうから、何でしたらもう一回読み上げてまいらぬと思ひます。

いまお話し点でございますが、庄司君が書いたのを私はよく読んでないものでありますが、そこにあげましたのは、私がさつき申し上げました公共的色彩の強いものというのに該当するのではないか。公社といひましては、公共的色彩の強いものというの全国的なネットワークのもの、それから先導、開発的なもの、この三つに重点を置いてやっていたというふうな申し上げておるのであります、ただいまあがりましたようなものは、いわゆる公共的色彩の強いものというのに該当しておるものと思ひます。

○大出委員 そこでもう一つ承っておきたいのですけれども、とかくこの種の論争になると外憂であり、内患になる。つまり外憂というのは外に對する憂いと書くわけでありませうから、さつきのコムピューターの問題にも出てくるわけでありませうが、どうもたいへん大きな資本が相手方にある。だからそういう点等の心配がある。IBMの問題が出てまいりますが、そこでそれがいつまでもひっついておるとなかなかなものやとりがやりにくい。そこで申し上げたいのですが、つまり外資というものを同一次元において、いまデータ通信その他をお考えになつておられるのかどうかという点が残る。外資は外資で規制措置をとらうと思へばとれなくはない。だからそここの関係ははつきりしておく必要がある、こう思ふのでありますが、この点に庄司さんだいが触れておられますので、そここのところは今日どうお考えでありますか。

○庄司説明員 その外資の問題は、問題としてそのときしゃべつたのだと思ひますが、實際の外資の問題は、今度の公衆法の一部改正の問題の外だといふふうな解決しまして、郵政省もそういう解釈だと思ひますが、それでこの法案になつたのだと思ひます。

○大出委員 庄司さんが電電公社のデータ通信本部長さんである時期に申しておられる中身でございませうから、これは公式にもの言つておられますので、したがつて、やはり明らかにするものにしておいていただきませうと、また問題が出てくると思つて何つたわけでありませうが、しからば外資については一体どういふ措置を——きょうは実は通産省においでいただいたと思つたのですけれども、事の性格上、公社の皆さんにお答えいただけばいい、こう思ひまして遠慮したのでありますが、この問題に関する、つまり次元が違ひますけれども、外資の問題といふものは一般的規制その他がございませう。これはむしろ大臣に承つたほうがいいと思ふのでありますが、これは全く心配がないわけではない。次元は違ひますけれども、そここのところは、大臣は政治的には一体どうお考えでございませうか。

○井出国務大臣 これは、たてまへは外資法なりあるいは外資審議会の機能というふうなものを通じて規制なら規制をする、こういうことに相なつておりますので、直接この法律の中には、外国の資本だから、その事業だからこれを特に取り立てて縛るとかなんとかいふことは、たてまへはそうではないと思ひます。が、しかし、さつきもおっしゃるやうに、法律は運用といふこともございませうから、そういう面でも十分に氣をつけてまいらう、こう考へております。

○大出委員 もう一つ大臣に承りたいのですが、この改定の中、七ヶ年計画なんかもそうでございませうが、ときたま他省と郵政省との見解が、あるいは公社の見解が食い違ふ場合もあるものでありまして、もう一つの私の資料で、見解を異にする言ひ方が両省出ておつたりいたします。これはあ

とから申し上げますが、それに通産省のこの外資の進出の問題についての見解があるのですよ。これは、外資進出をチェックする方法がまだ三つ残されておるといふのです。はつきりしておいたほうがいいから申し上げるのですが、第一はコムピューターそのものの輸入制限、必ずしもこれは産業ナショナルイズムを云々するわけではありませうけれども、つまり外資との関係で、当面の皆さんのお考えになつてゐる情報化社会、新全線から始めて新経済社会発展計画に至る中心に置かれておる構想からいひますと、何かなければならぬ。だから、これは郵政省どうお考えか聞きたいのですが、第一はコムピューターそのものの輸入制限、第二は、現在技術導入の自由化の例外として残されておるコムピューター製造と利用の技術導入の制限、第三は、資本自由化そのものの制限、この三つですね。こゝらのところは、郵政省としては回線開放に踏み切るにあつて——制限つき開放です。根本は規制だと思ふのです。例外自由化の感じがする、これから皆さんに承つてみなければわかりませうが、しかし、これから開放の形をおとりになるわけですから、そうすると、外資の問題を素通りはできない、次元は違ひますが、してみると、次元が違ひ現在において、方法は三つあるといふ次元で大臣はどうお考えになりますか。

○井出国務大臣 これは通産省との関係もあるわけでございますが、自由化の問題というのは、だんだんと相手方から迫られておる問題ではございませうが、しかし、事日本のコムピューター産業といふものの現状をながめてみますと、まだなかなかすぐストリートに太刀打ちはできぬ。したがつて、ある程度の育成助長という時期が必要であらうと思ふのでございませう。そういう意味で、通産側には、私どものほうとしまして、そういう点まあ消極的な見解を述べ、いまおっしゃるやうな線までひとつでできるだけ防波堤といふやうな役割はしてまいりたい、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○大出委員 いずれにせよ私は、庄司さんが幾つかお述べになつてゐる、あるいはその道に明るい方々がお書きになつておるもの等々の中からいつて、当時庄司さんがおつちやつてゐることとそう変わった状況に今日ないが、情勢を全体的に大所高所からながめてみて踏み切らざるを得なかつたのだといふのが真実ではないかといふ氣がする。これは御回答は要りませう。だから、それだけに心配として残るものに対しては、これはやはり心配しなければならぬと思ふ。そここのところを実は申し上げておきたいわけでありませう。そうでないといふと、これから先いろいろとまた問題が起つてくる、いま申し上げてゐる時間がありませうが、そこで一つここで大事なことは、やはり将来のキーインダストリーになりそうないへんな、弱電部門その他の今日の繁栄をはるかに上回ることになりかねない予測も実は成り立つわけですから、そつたとすると、ここで情報産業全般に對する一つの政策がなければならぬと思ふのです。基本原則は打ち立てなければならぬと思ふのです。ね。これがないから、つまりいろいろの疑問が起つて、各種各様な意見が山のように出てくる。本屋へ行つてながめてみたつて、それこそ最近山のようにものが書かれてゐる。すると、これはまさに情報公害です。ですから、その衝に當たる郵政省の責任者という立場で、やはり井出さんあたりのところでどういふふうなこの原則を確立するかといふ——その時期としては、いましてはぐあいが悪いといふ氣がする。そういう意味では基本となる情報政策を確立しなければならぬ、こう思ふのでありますが、そここのところはいいがでありますか。附帯決議等もついておるはずであります。

○井出国務大臣 おつちやるやうな意味で、情報産業基本法でも申しませうか、この話題が当委員会でもしばしば提起せられました。つい先般は、たとえばプライバシーなんかの問題を特にとらえて力説をなさつたわけがございませう。そこで私、お答えいたしましたのは、その必要は十分に感じております。これはただ郵政省だけで独走す

というわけにもまいらず、関係するところがきわめて多方面にもわたりますので、関係各省庁との間で十分な打ち合わせをいたし、なるべく近い機会に、これはたしか官房長官もそういうことを何かの委員会で申されたと思いますが、それを固める方向へひとつ努力をしてみよう、こういう所存でおるわけでございます。

○大出委員 もう一ぺん念のために承っておきますが、やるものとやらないものというのがあるわけでありまして、公社もデータ通信サービスをみずから行なうというわけですね。これは間違いのないですね。議事録に残りますから、答えてください。

○井出國務大臣 そのとおりであります。

○大出委員 ということになる、データ通信設備使用契約というのが今度の法案ではあるわけですね。そうなりますと、ここに何らかの、公社が直接実施するデータ通信サービスはこういう種類のものに限定するという、つまり歯どめといいますが、歯どめですけれども規制でもあるいは限定でもないのではありませんが、そういうものがやはりなければならぬと思ふのですかね。ただ何となく営利的色彩の濃いものはやらないといったら、じゃ薄いのはいいのか、中くらいに薄いものはいいのかということになる。そうでなしに、やはりこのあたりは明らかにしておく必要がある。つまり、いまおっしゃる通りに、情報産業基本法とでもいうべきものをつくるべきである。官房長官もそう言っておる。それならば、それをつくって、さてその上でこの種のことをやるといふ出方をされないのは怠慢だということになる。その必要をお認めになっておいて、それをここで明確にしないままに、しかも附帯決議のついているものをほんとお出しになって、したがって、各種の混乱が起るというのでは、世の中、これは怠慢のそしりを免れぬと思ふのですかね。そういう意味でこれはやはり明確にすべきだと思いますが、いかがですか。

○井出國務大臣 これはプリンシプルが先行し

て、それから各論に入るといふのが順序かもしれない。ただ今回は、あるいは現実の要請がむしろそれを先回ったというふうに御解釈を願いたいのであります。公社に關します限りは、これは公衆電気通信という本来業務を持つておりますので、これに支障があつてはもろろん相ならぬと思ひます。そして公社がこのデータ通信のサービスをするという場合、これは先ほど来おっしゃいましたように、公共的な性格のもの、あるいはまた全国ネットのような仕事、こういうものは一番公社として望ましい仕事であらうと思ふのでございます。そういう点は郵政大臣の認可ということの歯どめもございまして、これはこの法律に基づいて、さらに細目などについては省令のようなものが出るということにもなりましようから、いまのような御趣旨を十分に体して、これから処理をしてまいりたい、こう思つております。

○大出委員 大臣、いまお話のそこを承つておかぬとこれは実はわからぬのですよ。この法律の中に書いてあるものを、あなたのほうはみんなあとからお出しになるのですからね。たとえば郵政省令で定める基準に適合するものであるとき、なんということができるか、書いてありますが、「公社又は会社、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けるときは、次に掲げる場合のいずれかである場合に限り、その申込みを承諾することができ。こうなつて、あと郵政省令あるいはこのほかにも五十五条の十三などというところに「郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができ。」これが各所にある。幾つあるか全部勘定してあります。んが、各種の防衛施設整備法なんか、わずかの法案の中に十三もあつた。あとで政令なんか見てみると、政令で全部変わつてしまつた。審議したとき法律と性格が全然変わつてしまつた。これはよくあることです。政令ぐらゐ悪いものはないですよ。農地法の二円五十銭もそうでしょう。これ

も政令です。そうすると、ここのところはわからぬのですよ。いまここでお出し願えれば案をお出したのだかと思ふのです。いかがですか。

○井出國務大臣 これは本来ならば省令なら省令の案をお示しするのが一番至当でございまして、大体ある程度の心がまえはあるわけでございます。当委員会の審議を通じまして、そういうものを示したいと思つております。したがつて、ただいまの段階で事務局から少しこれを補足をさせます。

○粕木政府委員 ただいま特定通信回線の共同利用を認めることにつきましての基準はどんなような内容になるかというお話でございまして、それにつきまして、ただいま検討中の大体こういうようなことで考えているところでの内容をひとつ御紹介申し上げたいと存じます。

これは、ただいまは御承知のように、これに相当するものは、設備の専用というところでの共同専用という公衆電気通信法六十六条にその条文があるわけでございます。それで認められる場合は、国の機関及び公共団体あるいは同一の事業を行なう二人以上の者あるいは共同緊密な業務を行なう二人以上の者というようにつきましての縛りが業務の緊密関係というところにつきましての縛りがたいへんきつたわけでございます。これらを今度の実態に合うように相当ゆるめていくべきであるといふのが骨子になつておるわけでございます。それで、これには御承知のように、個別的に公社が契約をするわけでございます。この契約につきましてもガイドラインとなる基準を郵政省令で定めたところというところでいま考えておるわけでございます。したがつて、その内容もいたしまして、ただいま申し上げましたような国の機関あるいは地方公共団体、こういうようなものでやるものについてはよろしい、あるいはまた同一の業務を行なう二人以上の者についてもよいという考え方をとらざるを得ないかと思ひます。ただし、電子計算機で使用する態様というのが条文の中にあらるかと思ひます。そこでは電子計算機の使い方に

よりまして、電子計算機で電信電話的な通信を媒介するというふうな計算機を使うことができるわけでございますが、そういういろいろなものを一々除いておくというところで、公社のやる仕事をそのまま計算機でやるようなことは、通信の秩序という面からいたしまして、一応ここから除いておくという考えでございまして。

それから、今後いろいろ公共的なシステム、先ほど来いろいろ話題に出ておりますが、公害防止の關係とか防災の關係でありまして、公害防止の關係のいろいろな業務を管理するといふようなシステムも開発するといふふうな話も少し出ておりますが、こういうものが定着してまいりますならば、こういう公共的なものは二人以上の者が設置して使用するものについてもそれを認めるのが妥当じゃないかというふうなことにこの基準の中に入れていたと思つております。

それから、その緊密関係をもう少し詳しく広げるといふことも考えておるわけでございますが、現実には公社の回線を共同利用してございまして、たいわばシステムといふものがございまして、こういうものはこの際この基準の中に入れて、今後こういうものをユーズのほうで開発せられるにつぎましては、なるべく早くその目標を与えることが妥当じゃないか。したがつて、ただいまありますような親企業と下請企業、その間の在庫管理あるいは生産、発注、そういうためのシステムでございまして、こういうものは製造販売について業務提携しております企業相互間においてもそういうようなシステムもあるわけでございます。あるいはまた銀行のオンライン業務、これが窓口業務と提携してやるといふような例を想像しておられますので、こういうようなシステムをさしたあたりこの基準の中に入れて、その後実際の利用されるシステムといふものが定着してまいりますならば、こういうものも順次基準の中に入れていくようにしていきたいというふうに考えております。それで、こういうものにつきましても、先ほど申し上げましたように公社の電信電話業務

そのままをシステムでやるようなものは、これは除外しておくということになります。

それからもう一つ、別な範疇になりますのは、一つの電子計算機とデータ端末との間だけで終始するデータの伝送のための特定通信回線を二以上の者で使用する。これはわかりやすく申し上げますと、企業グループ等で計算または検索を行なうためのシステムをつくって、計算機等を共同で利用する。そのために回線を共同契約する、こういうものもこの中に入れていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○大出委員 私はいま、公社みずからがデータ通信を行なう場合に、やはり何か歯どめというか限定というか規制というか、そういうものをつくっておかなければいかぬじゃないかというのを申し上げましたのですが、たまたま御答弁から発展すると、どうもこの法律だけではわからぬではないかということになるので、例を幾つかあげたわけですね。それに対しておおむねこういうものを書きたいのだというお話をいただいた、こういう経過ですね。ところで、こんなことをおおむね書きたいのだというのと書いたものとはたいへん違うのです。日本語というのとはなかなかむずかしいのです。特に法律用語というの、一字二をはがると変わるといふことになってしまふ。だから本来ならばこの審議をするにあたって、やはり政令の案というものをおつくりいただいて、これだけの問題ですから、お出しをいただくなりお出しをいただくなりしない、これはあとで何だ、こんなことだったのかということになるので、できれば時間があつて、この前の国会に出そうとお考えになつてお出しを諸般の情勢でお出しにならないで今度はお出しになっておるので、時間がないとは言わせない。そうなるべくと、よく時間的に間に合いませんでしたという理由がつくのですけれども、時間は十分あつた。そういう意味で、政令なるものも幾つあるかわかりませんけれども、ポイントになるものは、私のほうから直接申し上げてもいいけれども、こういうものは何か

お出しただけませんか。いまの緊密なというのも実は気になる。

例をあげて申し上げますと、横道へそれるけれどもこういうことがある。たとえばこれは平和相互銀行と三井銀行との関係、これはコンピュータの共同利用云々という問題ともからめて両方の預金者がこつちへ預金したのをこつちから引き出せる、こつちから預金したのをこつちから引き出せる。ところが、これは今度前の法律からいけば、郵政省それは困りますという。そうすると片方の銀行の人がそこへ行ってこつちから入りました、末端を担当係がたいた。そうすると時間を大体きめておいて入りましたということになる。でないと別な連絡をして払う。そういうことをやっておいた例がある。これは問題になりました。そうすると、そういうふうなものは当時だめですと言ったけれども、将来にわたっては何かいたします、こうなっているはずですから、そうだとすると、やはりそういうケースがこれは一つの例だけれども、たくさんあると思う。法律条文を見たつてこれはわからぬ。だからやはりそういうふうな、これは一例を申し上げたわけだけれども、やはり政令なるものの案を、政令案あるいは素案でもいいが、これはやはり一べんお出しいただきたいのですが、いかがでございますか。

○井出國務大臣 大体いまのような問題は省令で出すというふうなものであります。したがって、これを整理した上で要綱になりますか、その辺はおまかせいただいて、資料として出したい、かように申し上げます。

等御相談いただきたい。

そこで、さらに先に進めさせていただきますが、横道にそれましたが、これは念を押しておきますけれども、何か公社がデータ通信を直接おやりになる、みずからおやりになるとすれば、それはさうこういうものだという規制措置が必要だろう、はつきりさせておくことが必要だろうというふうに思います。そこでそれを論議しておりますと時間がなくなりますから先に進みますけれども、さてもうお話をいただいた中で、ちょっと気になったので念を押しておきたいのですけれども、緊密な関係云々という共同利用、設備の共同専用という関係とからみまして、「一の専用契約につき一人に限る」という原則がいままでございましたね、電電公社。一体、この「一の専用契約につき一人に限る」という原則は何のためにいままでおつくりになっておったのですか。何のためにこの必要があつたのですか。

○柏木政府委員 これは御承知のように、公衆電気通信というものの秩序立てをどういうふうにしていくかという一つの貫した問題であると考えております。御承知のように、ただいま有線電気通信法、これと補充しまして公衆電気通信法が一体になりました。この秩序維持の役割を、電信法以来の体系となつておるわけでございます。その有線電気通信法におきましては原則として、これは電信法と違ふところは、電信電話の設備を自分で使うために設置することは自由である。御承知のように、電信法では「政府之ヲ管掌ス」であつたわけでございますが、これを届け出にするというところまで変わったわけでございます。しかし、これは不特定多数の者あるいは第三者にこれを利用させることについては相当きびしい制限を置いておりました。たとえばこの設置の場合でも、共同してこれを設置する、あるいは相互の設備を接続するとか、あるいはこれを他人の用に供するということについては相当シビアな制限規定を設けておることについては御承知のとおりでございます。この同じ思想がやはりこの公衆電気通信法で設備の

専用につきまして取り入れられているわけでございます。公社から線を借りたもの、これを他人に使わしてはいかぬとか、それから同じようにこれを野放しで共同使用を認めますと、その間に不特定多数の通信を実質的には行なえるようになるというふうなことから、共同使用は原則としては一つの契約について一人に限る。ただし二人以上の場合には先ほど申し上げましたような例外的な条件が満たされればこれは公社が契約してもいいということになっておるわけでございます。

なおこれにつきましては、共同契約を制限という考え方は、これは日本だけではなくて外国にも一般にございまして、御承知のように、国際電気通信連合の電信電話諮問委員会というふうなところで、こういう問題の勧告等もそういうふうな趣旨でできております。大体そういうふうな考え方は世界共通の慣行的な考え方にもなつておるかと存じます。

○大出委員 いまのお話は昨年の九月三日の経団連に対する皆さんの説明会、この席上で、公社直営のデータ通信業は民間と同じ条件で民間との競争によつて相互に切磋琢磨していきなさいという趣旨を——なんてなことを言っちゃつちやない方は悪いけれども、お述べになつておる。たぶんあります。この中で、たとえば民間データバンクはその専用線を他人の使用に供してもよろしいなというふうなことをここで答えになつたりしてありますから、それも実は議論がある。あるんだけれども、私がいま承つたのは、一つの専用契約については一人に限るという原則めいたものがある。これは一つ御紹介しますが、この「公衆電気通信法の逐条解説」というのがあるわけですが、これは金光さんという方と吉田さんという方がお書きになつておる。この中に、いまあなたのほうは、この原則については秩序を維持するんだ、こうおっしゃるけれども、そう書いてない。中を見ると、公社のつまり「一の専用契約につき一人に限る」という趣旨は、公社の公衆電気通信事業を保護することにある。つまり、二人以上の者に専

用を認めると、公社の事業として期待される収益が減少するからである。」こう書いてある。やたら使われちゃ困る、あなたはいまおっしゃったけれども、そこらははつきりしておく必要がある。ちゃんとここに書いてある。そう簡単に、秩序を維持しなければならぬ云々とおっしゃるけれども、ここには「公社の事業として期待される収益が減少するから」だ。そうすると、さっきのお話からすると、この条件は一つも変わってない。そうなる共同使用の方式というのは、共同専用について、これは公社法に言えはいろいろ問題がある。だからそうなるや、やはりそれは制限、規制という問題がつかなければならぬはずなんです。ますますもってそうなる原則は規制であって、原則は一つの専用契約については一人にしたい、したいが非常にわれわれはやむを得ぬということで例外というか、そういう形のもの考える、そういうふうに進んでいくわけですね。そこを私は一番最初から何が原則なのか、どっちにウェイトがあるのかということを承っていたわけなんですけれども、このいま私が例にあげた点だって、その意味では一つのポイントなんです。だから政令だ云々だということになってくると、たとえば外資が入ってくるということを心配されている向きだってある、次元が違うにしても。外国の資本でやっている会社だって日本にある。大きいユニバクみたいなところだってある。そうすると、そういうところが専用を申し込んだ場合に、そちらは外資の会社だから認めません、そんなことを言ったら公衆電気通信法違反ですよ。できない。できないが腹の中では押えたいんだということになれば、そこに政令かなにかでもっともらしいことを書かなければいけません。そこまで実は言いたくなるんですけれども、別にそういう点について、いまま御答弁をいたしたことは思わぬけれども、いま話が出たから言うのです。そういう点ははつきりしていただきたい。いまの「逐条解説」で説明してあるのは違いますか。

○柏木政府委員 専用の規定につきましては、現在もただいまお引きになりましたような条文は、そのままだとあるわけでございます。ただこれも一種の専用という幅広い考え方もあって、実は昨年の法案を作業する時点においては、そういうような構成も考えたことがございますのですが、この際これは専用とは少し性格の違うものとしたしまして、データ通信回線使用契約として引き抜きまして、これを規定したわけでございます。その中にははつきり一人に限るといふ文言は入れてございせんが、共同使用のところに引きましての文言を裏からお読みいただきますと、これには公社ができる場合には、二人以上の場合にはこういう条件の備わった場合に限るといふことで、やはり思想的には一人に限るといふ従来の思想を受け継いでいるという、こういうふうに御解釈をいただきたいと思います。

○大出委員 私は、やはりそういうところをいかにげんに譲っていただきたくないのですよ、実を言うと。やはり原則は原則で立てていただいて、いろいろ文句が出たからといってそれを適当に説明してしまつてそれらしくやっておる、裏から読まなければわからぬことになるので、なるべくこの種の問題はそうしていただきたくない。だから原則は原則で立てておいて、法律ですから解釈のしかた、運用のしかたが出てくる。そこで公社としてはこういう考えで運用をし、解釈をしていくのだという筋を通していただかないと、それこそ私は非常にこれは混乱をすると思つたので、いまそういう御答弁がなければ触れないのだから、念のために申し上げた、こういうわけですね。

○大出委員 これは、やがて正式に機関その他でいきますとどういふものになるのですか。アメリカのFCCはどういう機関でございますか、連邦通信委員会というの。○柏木政府委員 フェデラル・コミュニケーション・コミッションのかしら文字をとつた略称でございます。これがアメリカの連邦間の通信、ステート間の通信、州内のものについてはタッチし

ていないのでございますが、州際通信並びに国際通信につきましては電気通信の規制をする、あるいはこれについての電波の割り当てをする役割りをしているわけでございます。○大出委員 これは法律の権限というものはどうなっていますか。○柏木政府委員 ちょっと正確に申し上げかねるのではありませんが、たぶん一九三二年だと思ひますけれども、コミュニケーションローという法律がございまして、その中にFCCの権限を書きあげてあります。これは一般的な行政機関と基本的な違ふようございまして、委員会制度でございまして、準司法的な行政機関というふうに承っております。

○大出委員 ここでFCCが、連邦通信委員会ですか、そう訳していいのでしょけれども、この連邦通信委員会が一九七〇年の四月、データ通信の問題に関する委員会の仮決定なるものを行なっていますね、これは御存じでございますか。○柏木政府委員 これはたいへん広範な調査をFCCが行ないまして、通信事業者並びにIBMその他のデータ処理業者その他のメーカーあるいはいろいろな学術団体、研究機関あるいは司法省といふようなところまで入れまして、アメリカにおきましてデータの処理サービスといふものをコンピュータ、つまり電信電話の事業者がそのままたくこれをやるのが適当であるかどうかといふことにつきましても結論を得ようと思ひまして、そういう調査をしまして、それにつきまして暫定的な一つの結論を得たといふことを聞いておるわけでございます。

り問題点を指摘をし、あげております。この中身は御存じですか。○柏木政府委員 幸いそれについての資料も入手しておりますので、概略は承知しております。○大出委員 この仮決定の中身を見ますと、一つはメッセージ交換ですね。このメッセージ交換通信設備を利用して二点以上の間で行なわれるメッセージのコンピュータに制御された伝送。この場合メッセージの内容は変化しない。こういう前提ですね。これが一つ。それから二番目がローカルデータ処理サービスをあげております。通信設備を利用しないデータ処理の提供。それからリモート・アクセス・データ処理サービス、つまりリモート・アクセス・データ・プロセスング・サービス、これが「中央のコンピュータと遠距離の加入者端末を連結する通信設備が、コンピュータと加入者端末との間のデータ伝送の手段として設置されているような所でのデータ処理の提供」。それから最後に複合サービス、これは、複合サービスはいまの法律は予測しておりませんね。

こういふことになっておりました、この仮決定の中身からいふと、結論をいへば、つまりアメリカのATTみたいなところは、結論はこのデータ通信をやつてはいけな、こうなっていると思うのです。この五つのポイントをあけておりますが、要するにメッセージ交換を行なう事業だけ、これが通信事業なんだ、だからその他のデータ処理事業というのは自由競争にまかしたほうが、この種の情報産業の発展のために非常に適しているのだ、こういう仮決定の中身になっているわけですね。これは実は、きのう皆さんのほうからお見えになった方が、ひょっと私が口にしたら、いや、独占禁止のたてまえからそういうふうにしたのですなわちということをおっしゃいましたが、これを讀んでみまうとそうじゃないのです。そんなことをいへば、初めからATTなんというのは独占企業ですから、それからアメリカの地方の電話業者は二千くらいあるのですから、一つの地域の独占を初めから認めているのですから、電話の性格上

から成り立っているのですから、つまりそういう意味ではなくて、ここにたくさん事由を書いてありますけれども、このFCCがこういう決定をしているという事は日本でも無縁ではない。あとを追っかけていこうというので、一生懸命視察団まで出してやっているのですから。だとすると、まだ予測してない先にあることになるかといえ、国産コンピュータを使うに当たって、似たようなことになってくるに違いない。そうだとすると、これをどういうふうに公社のほうは受け取ってお考えになるのですか。いま中身は御存じだとおっしゃるのですから、たかさんの理由がくっついていきますけれども、公社のほうのこのFCCの仮決定に対する基本的な考えを聞かせていただきたい。将来この法律を審議するにあたって、あるいはこの法律を運用するにあたって、あるいは政令が出されて規制措置が徐々に動き出すにあたって、大きな問題でございいます。いままでの論争についても非常に大きな関係がありますので……。

○遠藤説明員 お答えいたします。

公社はどう考えておるかということでございますので、公社の考えを申し上げますと、いま申し上げました仮決定の前に一九五六年に独占禁止同意審決というのがATTTに対して出されておりました、その中でATTTが行なう公衆電気通信業務の範囲が一応定められているわけでございまして、したがって、いまおっしゃいました仮決定に基づき、データ処理事業というものをATTTの独占に基づき、端的に申しますと非常に膨大な独占禁止という面からATTTに対してはこれを許しておらない決定が仮決定で下されておりますけれども、ATTT以外の小さな電信電話会社においては同じ仮決定の中で、直接データ処理サービスを行なうことができる、こういうぐあいに裁決が出ております。この二つをあわせ考えますと、ATTTがこれが行なえない裁決を得ておりますのは、独占禁止、つまり巨大な独占を禁止するという観点から、仮裁決はそういうぐあいに判定を下してお

るんだ、こういうぐあいに考えております。

○大出委員 遠藤さんの御答弁なので、そのま

ま承っておきたいのですけれども、実は少し違う中身になっておりますので、もう一ぺん承りたいんです。その他とおっしゃいますけれども、その他を全部許可しているのじゃないのです。この中身というのは、ウェスタンユニオン社、これを特にさしている。明文で書いてある。なぜかという、「財政的に行き詰ったウェスタンユニオン社に、サービスの多様化の機会を提供すること」、これは電報でですからね、ウェスタンユニオンというのはほとんど減っちゃっているわけですから、ここは何とかしなければならぬという考え方があろう。これは明確にしているんです。実際にはそうじゃない。つまり損失が非常に大きいというんです、ATTTにデータ通信をやらせろということ。なぜかという、ここに三つあげている。一つは「通信業界における通信事業者の規制が複雑化すること」、それは複雑化しますよ、電電公社がやりやになるとすれば、私は電電公社にやるなという質問しているんじゃない。ないんだが、この点は反論としては十分に成り立つ反論だから、これははっきり公社の態度を承りたいので申し上げている。そう御解釈をいただきたい。そこで「通信業界における通信事業者の規制が複雑化すること」、これが一つ。「通信事業者が不当な料金引き下げを行なうことにより、業界を支配、独占する可能性があること」、意図的にあつてもなくても。つまり会社を持つていっているわけですから、そうなるというところで、あとのほうの説明からすれば、「この場合結論として、公衆通信事業者に対する規制が複雑化する危険性は現実的であるが、これを定量的に把握することは困難である。」「一の説明がついている。だが、そうなることは間違いないといっている。二番目には「ウェスタンユニオン社以外の場合、価格引下げの危険性は引き下げの危険性があるからだめです。ATTTだけいけません、ほかはいんだなんて冗談じゃ

ない、そんなことは一つも書いていない。そのところはどうですか。

○遠藤説明員 お答えいたします。

ATTTに対して、その仮裁決で禁止されていることは明らかでございますけれども、この仮裁決の全文を全部私も読んでおるわけじゃない、その中で、いまここで手持ちがございませんで、いま大出委員のおっしゃいました点が実はわかりかねるのですが、私も理解をしております範囲では、ウェスタンユニオン社だけではなくて、年間事業収入が百万ドル以下の電信電話会社であれば、直接にデータ処理サービスを自社本来の事業として行なうことができる、こういうような裁決でございます。その他抽象的にウェスタンユニオン以外のものができるような裁決の中身がございまして、私も承知しております範囲でも、ウェスタンユニオン以外に、たとえばゼネラルテレフォンでありますとか、ITT等ではこれを行なっている、こういうぐあいに承っております。

○大出委員 これは二千からあるのですから、こ

んな小さいところを入れますと、それこそ全く比較にならない小規模企業ですから、それは別でしょうけれども、大ところは入っていない。そこで、それにしても規制があるのです。この「通信事業者のデータサービスへの自由参入を認める」場合という規制がある。この規制は、「次の保護規制をFCCによる最低価格規制の下におく」、それから「通信事業者は通信とデータ業務の経理を分割させる」、ここが問題なんですよ。いまやっているところがあるとおっしゃるけれども、あるところも通信事業者は、つまりそれが通信事業者ですから、この法律が成り立てば日本の場合でも電電公社という公衆電気通信事業をやっているところと、その他の公衆電気通信事業者とに分かれていくわけですから、そうなりますと、ここで「通信事業者は通信とデータ業務の経理を分割させる」、こういう条件がついているのです。だから「通

信事業者が持っている力をもってすれば、差別的行為、相互補助、不当な料金決定などの反競争的な行為により、データ処理業務を自己に有利に展開させることができ、」こういう会社を持つてい

からというところでしょね。したがって、こういう措置が必要なんだ、こうなっているわけですね。おまけに注の6という説明がありますけれども、

「そのサービスの提供に関連するコストは、直接、間接的に公衆通信サービスの利用者へ転嫁されないこと」、公衆通信サービスの収入は如何なるデータサービスの補助にも使用されないこと、つまりこの公衆通信業務をやっているのですから、アメリカの場合はたくさん。それがデータをやった場合に、経理は別にして、そうしてデータのほうの収入、これといわゆる公衆通信事業のほうの収入とははつきり経理的に分けていっている。こつちのほうの、つまり電話や何かのほうの収入をデータのほうに投入をする、あるいは補助をする、こういう操作は許さない。なぜならば、それは一般大衆にはね返るから。つまり電話なら電話の利益というものをこつちに入れるということになれば、電話のほうの一般の加入者に対する影響を与える、不利益を与える、だから許さない、こういううにかつこうになつていっているのです。これは、

だから私の言いたいの、これもひとつ念のために承りたいのだけれども、いま公社の場合に入データ通信をずっとやってきていますけれども、黒字になつているところは残念ながら一カ所もないはず。念のために資料をいただいたけれども、これはおのおの会社のそれなりのいろいろの問題があるから、ここであまり申し上げてはぐあいが悪いようですから、数字の中身を申し上げないでもいいですけれども、この数字からすれば収支何とか成り立っているところはない。というところになると、これは将来に向かつて、これまたいへんなことになる。それは電電公社のほうにはかのほうから、つまり電話収入のほうから、開発費から何から全部投入してきてやっています。これはいいかもしれない。ところが将来に向

かつてそんなことがあつては困る。だから、やはりそこらところが電電公社といえども何かお考えなければならぬ筋合いだ、こう私は思う。

そこで、実は時間がないとおっしゃっていますから、ここから先こまかい点に触れさせないけれども、やはりこのところは公社の側で、大臣、特にこれはそう簡単に今日の状況でこのまま進めていっていいというふうにお考えでは困りますので、そこをひとつどうお考えになつていかを承りたいのです。

○井出國務大臣 先ほど総裁も、何か八原則の中のひとつのように言われましたが、独立採算という筋をしっかりと通すべきだと思つたのでございまして、現在にはなるほど開発その他に公社の財政の中から投下されておると思いますが、おそらく少し長期展望をいたしますならば、やがてこれが軌道に乗った際には、それから回収をしてつじつまを合わせるということが必要になつてくると思ひます。したがらいます、これはいづれかの時点をとりまして、電電公社のほうにそういう要請をして、そこをどうお考えになつておいてもらおうという方針でおります。

○大出委員 時間の関係があまりになるようですから、あと二、三點承りたいのですけれども、それで締めくくつておきたいと思ひますけれども、つまり欧州、アメリカ等の状況と日本の電電公社がこれからおやりにならうとするものの考え方が、他山の石という以上にはやはり関係があると思うのです。だからそういう意味で、つまりデータをみずからおやりにならうということとさつき御答弁いただきましたから、やるんだという事です。それから、やるとする、やるならやるように、これはだれがものを言つても、そこに最終的には落ちつくと思つたのですが、つまり三百万から積算をかかえておる一般電話、住宅電話があるわけでありまして、そこらのことも考えなきやならない、こういうところのことは結びつきます。そういう意味で、データをやるならやるで、一体英国なら英国でやっておりますような

形にするのか、フランスは全然関係がないという態度のようだけれども、またアメリカはいま申し上げたように、コモンキャリアだが、今後五年から十年で電話料金より以上に回線の貸し料をいただく金のほうがふえていくという予測であるといふに書いてありますけれども、そこらを通じ

て、一体公社は単に独立採算で経理は別にするというだけなのか、それとも別な会社をおつくりになるということにしなければならぬのか、そこらのところはどういうふうにお考えでござい

か。

○米澤説明員 お答えいたします。公社といたしましては、先ほどお答えいたしましたことが、このデータ通信につきまして、独立採算ということをやられていきたいと思います。ただ、現在は開発中でありまして、いまの時点ではまだ完全に黒字になつていないことはできないのでありますけれども、これから技術も進めていく余地もあつたし、また公社みずから、世界的なレベルをむしろ少し超過いたしておりますDIPSという新しいコンピュータをつくつております。これは標準型のコンピュータになるわけでありまして、いまだちかといひますと、既存のメーカーのコンピュータを使つて、それにソフトウェアをくつつけてやられているわけでありまして、DIPSが出てくれば、これを標準型のものとして開発をする。私は、そういう意味におきまして、将来は独立採算に持つていくことは十分できるんじゃないかという確信を持っております。

それから、電話に關しましては、われわれといひまして、何といひましても電話のサービスをよくする、積算を解消するということには最大の重点を注いでいきたいと思います。そして、最も第四五カ年計画のちよと四年度目になっておりますが、最初の計画よりも三十五万だけよけい電話をつけることにいたしました。予算を先般国会で認められましたが、二百四十万の加入電話をつける。七カ年計画の中で、なお約二千万個の

加入電話をつけまして、進めていきたいというふうに思つております。

○大出委員 イギリスの場合の郵政省が独立分離した情報公社がおりますね。NDPSというのですね、ナショナル・データ・プロセスング・サービスですね。これは部門になつてはいるわけですね。つまり、この形でもお考えになつてい

るのか、何かそこにもう少しはつきりしないのがあるのですが、独立採算でおやりになるというのですけれども、どういふ形の独立採算にされようとお考えなのかという点。

それからもう一つ、時間がありまけんから聞いてしまひますが、つまりこの料金ですね、いづれも赤字になつておられますけれども、料金の決定原則とでもいふたようなもの、つまり今回の郵便法などの場合は、一つの決定原則が表に出ているように思ふのでありますけれども、そこは公衆電気通信法にはない。そこは一体どういふふうになつておられるのか。これも将来大きな問題なので、二つだけお答えいただきたいのです。

○米澤説明員 ただいまイギリスの機構の話が出ましたが、たしかいまから五年前に当時の労働党内閣の郵政大臣が日本に参りまして、電電公社にやつてまいりました。約一週間おられて、いろいろ日本の公社の機構等を調べていって、その上でイギリスの郵政省を公社に変えられたのであります。その際、電電公社と非常に違ふのは、郵便も電信電話も一緒にして公社にされた。この点が非常に違つておられるわけでありまして、データ通信につきましては、資料を見ておられますと、それと並んで別な部門をつくつてやられておられる。しかし、まだそのやられている範囲はきつめて厳格たるもの

のようでありまして、むしろいま公社が予算で認められまして現在試行サービスでやっておりますデータ通信のほうが、はるかに内容的にも実際的にも進んでいるように思ひます。ですから、公社といひましても、現在のところ、データ通信本部というものを本社の中につくりまして、そこでこの問題を総合的にやる。地方にはデータ通信部

をつくる。一般の部局とは機能的に一定分離した形で現在進めておられますが、なおこれは最終的な形をどうするかというところは、この法案が国会で議決されてもう少し進んだ時点でもう一回再検討する必要があるといふふうにお考えでおります。しかし、別な会社をつくるということは考えていないのであります。

それから、料金決定の原則でございすけれども、この点につきましては、データ通信というものはこれからのいろいろな種類のものが出てくる。先ほど申し上げましたように、たとえばプロセスングといひますが、処理を主体にするものと、それから検索を主体にするもの、いわゆるリトリバルを主体にするものといふいろいろ出てまいります。まだあまりこまかいところまできめてしまつてはいろいろ問題があると思ひますが、どちらにいたしましても、適当な公正報酬を含んだいわけの原価主義でやるといふふうにお考えでおられるのであります。

○大出委員 それじゃ、時間がありまけんから結論にいたしますが、いづれにしても、いま私が取り上げて幾つか申し上げましたのは、世に一般にたいへん議論のあるところでありまして、しかもそれなりの心配もあり、特に情報化社会といわれるものを国民の側からとらえていくと、つまり公共性を喪失するやうなことがあつては困る。あるいは管理社会なんかといわれるところも困る。プライバシーの問題もあつた。法的な措置も必要でありましようし、そういうつまりいわけば幕あけでありますから、資本の側の要請も非常に強い。だから、公社がしきりに良質な回線をとんどんつく。それを、ただ単に利用するといふかっこうになりましよう、そこに一方の本来の仕事である公衆電気通信サービスのほうの料金がそちらに入つていくといふかっこうが続いていくといふことになる、やはり問題になるところでありますから、いまのお話のDIPSなんか、二百四十億かかるわけでありまして、そこらにはやはりこの際公社の側がはつきりして、こういうことなん

だ、だからひとついろいろ情報過多でいわゆる乱れ飛ぶけれども、そうじゃないんだというところあたりをなるべく明確にしていたかぬと困るんじゃないかというふうに思ひまして、そのところを少し申し上げた、こういうようなわけでありまして、法律そのものは、またひとつ政令などというものを絵をかいていただきまして、その中身をまた一べん検討させていただこうと思ひますが、以上で終わります。

○金子委員長 次回は明十四日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十分散会

昭和四十六年四月二十二日印刷

昭和四十六年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局